

農業経営基盤強化資金利子補給要綱を廃止する要綱

農業経営基盤強化資金利子補給要綱（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に前条の規定による廃止前の農業経営基盤強化資金利子補給要綱（以下「旧要綱」という。）第6条第2項の規定により、農業経営基盤強化資金利子補給承認書が送付された者については、次の各号に掲げる当該承認書に係る農業経営基盤強化資金の融資を受けた日の区分に応じ、当該各号に掲げる期間は、旧要綱第8条から第11条までの規定は、この要綱施行後でも、なおその効力を有する。

（1）平成22年3月31日以前 農業経営基盤強化資金融資を受けた日から25年間（償還期限が25年未満のものについては、当該償還期限）

（2）平成22年4月1日から平成24年3月31日まで 農業経営基盤強化資金の融資を受けた日から5年間